

リハビリテーションとは

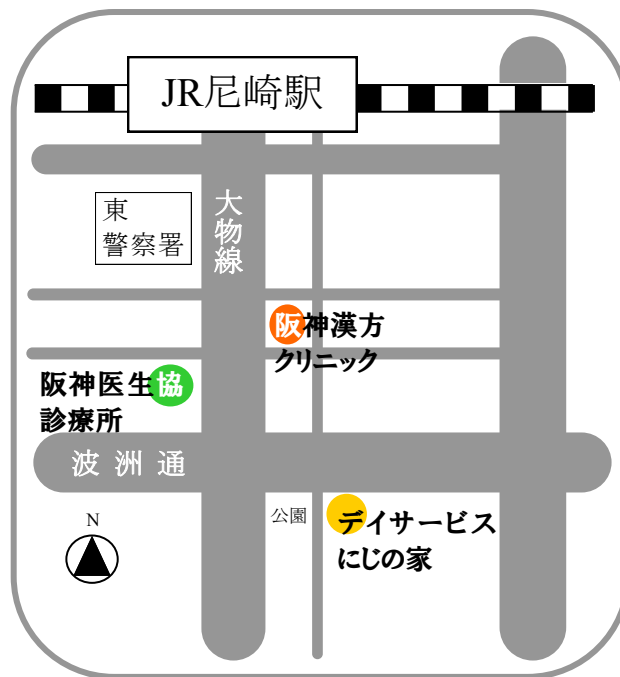
「リハビリテーション＝機能回復訓練（関節の曲げ伸ばしやマッサージ、歩行訓練など）」ととらえがちですが、本当はとても広い意味があります。

単なる機能回復ではなく、「人間らしく生きる権利の回復」や「自分らしく生きること」が重要で、そのために行われるすべての活動がリハビリテーションなのです。

今まで病気、怪我、老化現象などさまざまな原因によって生じた心身の障害に対して、その障害が元の状態に戻るような訓練を行なうことだと考えられがちでした。しかし現在は、障害を治すだけでなく、障害を持った人が障害を持ったままでも、よりよい人生を送ることができるよう、支援を行なっていくことが重要であると考えられています。

そのためには、これまでの生活の中で、「できなくなってしまったこと」や「こんなことがしたい」という希望に対して、本人を支える人々やリハビリテーションによって、残された能力を最大限にひきだし、1人1人の人生に合った生活能力を獲得し、豊かな人生を送るようになることが大切なのです。

阪神医療生協では、訪問リハビリテーション事業を通じて、ご自宅での生活支援を行っています。



阪神医療生協 訪問リハビリテーション

認定番号：2813008287

TEL 06-6481-5545
FAX 06-6488-9061

〒660-0803
尼崎市長洲本通1-16-17

阪神医療生協診療所

ご自宅へ
リハビリに
うかがいます。



訪問リハビリテーション

阪神医療生活協同組合

訪問リハビリ開始までの流れ

<対象者>

- ・介護保険の要介護1～5・要支援1～2の方
- ・基本的には通院等困難な方

① ケアマネジャーや病院の相談員にご自宅で訪問リハビリを受けたいことを相談ください。



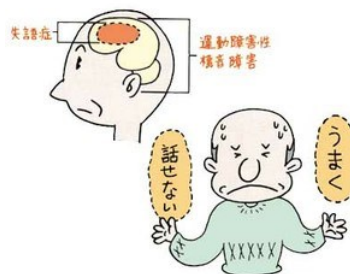
② 医師の診断を受け、リハビリを開始する上での指示書を作成してもらいます。



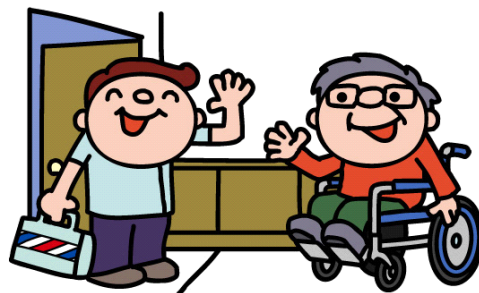
※診察に行けない場合など、ご相談ください。

③ リハビリスタッフが、ケアプラン計画に基づき、ご自宅に訪問してリハビリ計画を作成します。

- ・自分で立てて歩けるようになりたい・・・
- ・トイレへの移動ができるようになりたい。
- ・関節が硬くなるのを予防したい・・・
- ・食事中にむせるのをなんとかしたい。
- ・言葉が話しづらくなったのを改善したい。
- ・失語症でもコミュニケーションを取れるようになりたい。



④ 計画に基づき、ご自宅へ定期的
にリハビリにうかがいます。



⑤ 基本3ヶ月ごとにリハビリテーション指示医の診察を受けてリハビリの指示書の更新をします。



料金表

算定項目	単位数	算定要件
訪問リハビリ	302単位	1回あたり20分。同一利用者に週6回まで算定可能。
短期集中リハビリ加算	200単位	退院・退所日または介護保険認定日から3ヶ月以内の期間に、1週につきおおむね2回以上、1回20分以上実施した場合に算定。
リハビリマネジメント加算Ⅰ	60単位	訪問介護リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直し。
リハビリマネジメント加算Ⅱ	150単位	3ヶ月に1回以上リハビリ会議を実施し、訪問リハビリテーション計画について医師が利用者や家族に説明して同意を得る。
サービス提供体制強化加算	6単位	1回(20分)につき6単位。
訪問介護連携加算	300単位	訪問介護事業所のサービス提供責任者と同行して利用者宅に訪問し、ADL等の評価を行い、訪問介護計画を策定する上での必要な指導及び助言を行った場合に算定(3ヶ月に一回、予防のみ)